5 輸国第3043号

関税割当公表第TRQ-25号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく令和 6年度のチーズの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日EU協定」という。)に基づく割当ての対象となるチーズの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和5年11月30日

農林水產省

記

- 第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限
 - 1 割当対象物品 (0406.10-020、0406.10-090、0406.20-100、0406.30-000、0406.40-090、0406.90-090)

日EU協定 附属書2-A 第3編 第B節26のTRQ-25のチーズであって、関税定率法(明治43年法律第54号)別表第0406.10号に掲げる物品(脂肪分が全重量の45%未満のクリームチーズ(軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合及び全重量のうちに占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格(CODEX STANDARD 275-1973)に定める最小含有率を超える

ものに限る。)を除く。)、同表第0406.20号の1、第0406.30号及び第0406.40号に掲げる物品並びに同表第0406.90号に掲げる物品(ソフトチーズ(無脂肪ベースでの全重量のうちに占める水分の割合が、ソフトチーズに指定するための基準としてコーデックスのチーズの一般規格(CODEX STANDARD 283-1978)の7.1.1に定める基準を超えるものに限る。)に限る。)のうち、関税割当制度に関する政令別表第0406.10号、第0406.40号及び第0406.90号の項で定める数量以内のもの以外のもの。

- 2 合計割当数量 23,900 t
- 3 通関期限 令和7年3月31日
- 第2 関税割当申請書受付の担当課(以下「受付担当課」という。) 農林水産省畜産局牛乳乳製品課
- 第3 関税割当証明書発給の担当課 農林水産省輸出・国際局国際経済課
- 第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間
 - 1 提出期間(直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。)
 - (1) 令和5年12月15日(金)から令和6年1月15日(月)まで
 - (2) 令和6年6月3日(月)から同年6月7日(金)まで
 - (3) 令和6年9月2日(月)から令和7年3月14日(金)まで随時ただし、(2)に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び令和6年5月10日(金)までに返還された割当数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が1t以上ある場合にのみ関税割当申請書等を提出することができる。
 - (3)に掲げる期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び令和6年8月以降の毎月11日(11日が行政機関の休日の場合は、直前の開庁日)までに返還された割当可能数量が1 t以上ある場合にのみ申請を受け付ける。ただし、令和7年2月12日(水)から同年3月11日(火)までに返還された数量については、同年3月12日(水)から同年3月14日(金)までの申請に対する割当の

対象とする。

なお、(2) に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、令和6年5月27日(月)の午後2時までに農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)において公表する。(3)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、令和6年9月1日(日)以降、毎月1日(1日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日)に当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2 時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

- 1 割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人、これらの 者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実であると認めら れる個人事業者であることについて、法人にあっては登記事項証明書の目 的欄、法人格を有さない団体においては団体規約の目的欄、個人事業者にお いては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な 記載のあるものを提出できる者
- 2 前年度又は本年度において、第13の規定に基づく効力及び交付停止措置 がとられた違反等事項該当者に当たらない者

第6 関税割当申請書等の提出方法

第4の1(1)の期間においては以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。第4の1(2)(3)の期間においては1の方法でのみ申請できる。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。(以下、「電子申請」という。)

なお、申請ページは各期間の申請期間開始日に公開される。

また、電子申請に対する内容の確認期間 として、以下の内容確認期間を設ける。

内容確認期間:

第4の1(1)の期間:令和5年12月15日(金)から令和5年12月22日(金) 午後4時まで

第4の1(2)の期間:令和6年6月3日(月)から令和6年6月7日(金) 午後4時まで

第4の1(3)の期間:令和6年9月から令和7年3月までの毎月1日(1日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日)から5日目(行政機関の休日を除く。)の午後4時まで

(1) 内容確認期間内に申請を行った場合

内容確認期間内に申請を行った場合は、随時受付担当課による審査を 受け、申請内容に不備がなければ、第4の各期間内に承諾される。

申請内容に不備があれば、内容確認期間に受付担当課から修正又は差し戻しの連絡がある。

① 修正の連絡を受けた場合

申請者は、第4の各期間内に修正内容を確認し、修正への同意の可否を選択する。同意しなかった場合は、受付担当課から申請が差し戻される。

② 差し戻しの連絡を受けた場合

申請者自らが申請内容を修正し、再度申請を行う。再申請が内容確認期間を過ぎた場合の手順は、(2)を参照する。

(2) 内容確認期間を過ぎて申請を行った場合

内容確認期間を過ぎて申請を行った場合は、第4の各期間終了後に受付担当課による審査を受け、申請内容に不備があれば申請は却下される。 第4の各期間終了後に却下された申請は再提出できない。

また、内容確認期間を過ぎて行われた申請については、第4に定める 各期間終了まで審査は行われないので、申請結果に関する問合せは受け 付けない。

- 2 書面による提出
- (1) 直接持ち込む場合受付担当課へ持参する。
- (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。 なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1 農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類(TRQ-25)の提出(申請者名)」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。

なお、第4の1の(1)の最終日については、提出時間を午後3時までとする。

(宛先)

kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp

第7 提出書類等

- 1 申請時に提出する資料
- (1) 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
- (2) 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表(別記様式1-1) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
- (3) 関税割当てに関する誓約書(別記様式1-2) ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。
- (4) 法人の場合は、登記事項証明書(写し)(法人格を有さない団体の場合は、団体規約の写し、個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署長の受付印があるもので個人番号部分が複写されない措

置を講じたもの。))

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は添付を必要としない。

- 2 申請時に提出の必要はないが必ず備えておくべき書類
- (1) 割当対象物品を特定の販売先に販売する者
 - ア 輸入許可通知書
 - イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸 入を依頼した商社等との売買契約書
 - ウ 販売先との売買契約書
 - エ 販売先の使用目的を記載した販売先一覧表 (様式任意)
- (2) 割当対象物品を店舗、ECサイト等において不特定の販売先に販売する者 ア 輸入許可通知書
 - イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸 入を依頼した商社等との売買契約書
 - ウ 販売店舗・ECサイトの一覧表 (様式任意) 及び販売の様子がわかる資料 (店舗名が写っている外観の写真、ウェブページの印刷等)
- (3) 割当対象物品を他者に販売せず自ら使用する者
 - ア 輸入許可通知書
 - イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸 入を依頼した商社等との売買契約書
 - ウ 食品等の製造製品等一覧表 (様式任意)
- 2の書類については関税割当てを受けた年度を含め5年間保存するものとする。
- 第8 申請上限数量及び割当基準
 - 1 第4の1の(1)に掲げる期間
 - 1申請者当たりの申請数量は、494 t 又は令和6年度の使用(販売)計画 数量のいずれか少ない数量を上限とする。なお、1つの使用(販売)計画に 対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認

したすべての関税割当申請を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合 各申請者に対して申請数量を割り当てる。
- (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合 提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、 上位の者から割り当てる。

また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満た さない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。 なお、抽選の実施については、令和6年1月18日(木)午後2時までに 当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、既に割当てを受けている申請者の使用(販売)計画数量は、使用(販売)計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。なお、1つの使用 (販売)計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認したすべての関税割当申請を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合 各申請者に対して申請数量を割り当てる。
- (2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

以下に定める計算から算出される令和5年度の消化率(小数点以下まで計算)の高い順に、割当可能数量の範囲で申請数量を割り当てる。ただし、発給対象となる消化率のうち、最も低い消化率(以下「最低発給消化率」という。)の申請者には、割当可能数量から、より消化率が上位の者に割り当てた数量を差し引いた残数量を割り当てる。同一の最低発給消化率の申請者が複数いる場合は、最低消化率の申請者に発給できる残数量を、最低発給消化率の申請者の合計申請数量に占める各者の申請数量により按分し、前年度輸入実績等を勘案した数量を割り当てる。なお、令和5年度にTRQ-25の関税割当てによる割当てを受けていない申

請者の消化率は0とみなす。

令和5年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計

消化率= -

令和5年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計

第9 割当結果の通知及び関税割当証明書の交付

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の4月1日付で発給する(ただし、令和5年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。)ものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して15日(行政機関の休日は算入しない。)以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、 割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとと もに、申請者に対し、割り当てられた数量を、当該年度の4月1日(行政機 関の休日の場合はその直前の開庁日)までに連絡するものとする。第4の1 の(2)の期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の 日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割 り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日(第4の1の(1)に掲げる期間に 行われた申請については4月1日)以降、原則として、郵便書留等の追跡可 能な送付方法により行う。

3 原則として、関税割当証明書を紛失した場合の再交付は行わない。

第10 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。
 - (1) 割り当てた数量
 - (2) 返還された数量
 - (3) 消化(割当)率(第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量)

- (4) 再割当てに供する数量(割当可能数量)
- (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付 書類に含まれる個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律(平成 15 年法律第 58 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請 内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。 ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第11 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに違 反した場合又は虚偽の申告若しくは報告(省令又は本公表に定める申請書、関 税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに 限る。)をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、 関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、 (5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日 から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、 郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。
 - (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
 - (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
 - (3) 割当数量を全て消化したとき。
 - (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
 - (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。
- 2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。
- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効

期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合「関税割当数量の返還について」(別記様式2)

- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」(経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。)記載要領様式第1)
- 3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報 処理システム (NACCS) の申告添付登録 (MSX) を利用した者は、関税割当 証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとす る。

第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて関税割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項(以下「違反等事項」という。)に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者(以下「違反等事項該当者」という。)に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない(以下「効力及び交付停止措置」という。)こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書

に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。)を したとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出 部数並びに割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数 はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他 の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要 領によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」 の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 令和6年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての割当対象物品の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率(注)が5割未満の者は、令和7年度のTRQ-25の関税割当公表に定める2回目の申請期間以降、令和9年度末まで、TRQ-25の関税割当ての申請を受け付けない。ただし、令和10年度のTRQ-25の関税割当てに対する申請を除く。
- 5 令和6年度に割当てを受け、以下に定める計算から算出される消化率(注) が5割以上9割5分未満の者は、令和8年度のTRQ-25の関税割当公表に定める1回目の申請期間の申請を受け付けない。

ただし、令和6年5月10日(金)までに返還された割当数量は、4及び 5における消化率計算の対象としない。 消化率=:

令和6年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計

- 6 令和7年度のTRQ-25の関税割当公表に定める2回目の申請において、申請数量の総計が割当可能数量を超える場合は、第14の5に定める計算から算出される消化率(小数点以下まで計算)の高い順に、割当可能数量の範囲で申請数量を割り当てる。
- 7 令和8年度の1回目の申請に関する消化率の計算(第14の5の免除に係る返還)において、第14の5に定める計算から算出される消化率が5割以上9割5分未満の者であって、かつ第4の1の(2)に定める期間の申請により割当てを受けた者については、令和6年8月9日(金)までに返還した割当数量を、第14の5 に定める計算式の分子(令和6年度に本関税割当てにより輸入通関した数量)に含めて計算した消化率を用いる。
- 8 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 9 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、求めに応じ第7の2の書類及び関連する書類を提出した上で、当該調査に協力しなければならない。当該調査に協力しないことは、違反等事項の2に該当する。
- 10 申請に当たっては、抽選における当選確率を高めるための関連会社(グループ企業、取引先企業等をいう。以下同じ。)を使った申請は厳に慎むこと。例えば、「関税割当品目の使用、販売若しくは輸入に自ら関与する意思のない法人又は個人事業者(以下「法人等」という。)に対し依頼することにより関税割当申請を行わせ、当該法人等が関税割当証明書の交付を受けた場合に、割当対象物品の輸入・販売に係る業務を取り仕切る行為」は抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社を使った申請に該当する。
- 11 仮に、抽選における当選確率を高めることを目的として、関連会社を使って実際の輸入予定数量以上の申請をしていることが判明した場合には、 それ以降の申請を認めない。